

シニアワークプログラム地域事業企画書募集要領

平成25年度シニアワークプログラム地域事業の実施を希望する者が、企画書等を作成する際には、本要領によるものとする。

1 委託事業の件名

平成25年度シニアワークプログラム地域事業

2 委託事業の趣旨

(1) 背景

少子高齢化の進展、高年齢者を取り巻く厳しい雇用失業情勢、高年齢者の雇用・就業ニーズの多様化等の社会環境の中で、日本経済の活力を維持していくためには、できるだけ多くの高年齢者が長年培った知識・経験を生かし、その意欲と能力に応じ、労働等を通じて社会を支える側に回ることが重要であり、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会（生涯現役社会）を実現する必要がある。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で定める55歳以上の高年齢者の雇用失業情勢は、若年者と共に完全失業率等、非常に厳しい状況にあり、高年齢者の再就職支援の必要性が強く求められているところである。

(2) 目的

公共職業安定所、事業主団体、本事業の受託者が協力し、55歳以上の就職を希望する高年齢者を対象に、その居住地により近い地域において主に短時間雇用を前提とした技能講習設定、雇用・就業機会確保推進員の配置等、雇用・就業に繋げる一貫した就職支援を行うことにより、高年齢求職者の雇用・就業の実現に資することを目的とする。

3 委託事業の内容

別添シニアワークプログラム地域事業企画競争仕様書による。

4 業務の委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

5 事業経費

本事業に係る経費は、金68,944千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本要領における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ 過去3年間に於いて、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

7 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時
平成25年3月14日（木）午前10時
- (2) 場所
茨城労働局職業安定部 7階会議室

8 企画書募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

厚生労働省茨城労働局職業安定部職業対策課 担当：黒川浩之
TEL：029-224-6219 FAX：029-224-6279

(2) 受付期間

平成25年3月19日（火）までの9時～17時

(3) 受付方法

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(4) 回答

本要領を配布した者全員に対してFAXにて回答する。

9 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 企画競争参加申入書（参加資格を満たしていることを明記した誓約書。別紙1）
- ② シニアワークプログラム地域事業に係る企画書
- ③ 添付資料
※詳細については仕様書による。
- ④ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙2）

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
平成25年3月21日（木）16時
- ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先
8（1）に同じ
- ③ 提出部数
イ 企画競争参加申入書（1部）
ロ シニアワークプログラム地域事業に係る企画書（正1部、副3部）
ハ 添付資料（正1部、副3部）
- ④ 提出方法
直接提出（持参）とする。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
イ 受付時間は、平日の10時から17時まで《最終日は16時まで》とする。
ロ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
ハ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
ニ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
ホ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

- へ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。
- ト 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

1 0 評価の実施

- (1) 企画の評価は、厚生労働省茨城労働局職業安定部職業対策課を事務局とする企画書評価委員会において、提出書類をもとに、「シニアワークプログラム地域事業に係る企画書等評価項目」（別紙3）の項目について総合的に評価を行い、業務の目的に最も合致し、かつ最も評価の高い企画書等を提出した一者を選定し、契約候補者とする。

なお、企画書評価委員会は総合的な評価の結果、すべての企画を不適切と判断することもできることとする。

- (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

1 1 契約までの流れ

- (1) 契約の締結

委託要綱（別紙4）様式第4号の契約書により契約を締結するものとする。

- (2) 契約までの流れ

- ① 企画競争により、契約の相手方を決定したときは、支出負担行為担当官は、速やかに委託の申し入れを行い、受託書の提出を受け、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。
- ③ 上記の②の場合において、支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 2 その他

- (1) 企画説明会等に使用する言語及び通貨

企画書等の提出から、契約の手続におけるすべての過程において使用する言語、通貨は日本語、日本国通貨に限るものとする。

- (2) 契約保証金

契約保証金については、会計法第29条の9の規定に基づき、企画書提出者の契約金額の100分の10を支払うこととする。

但し、企画書提出時に資格審査結果通知書（全省庁統一）の写しを提出した場合に限り免除できるものとする。

(3) 入札の無効

9 (1) ④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(別紙1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 河野 純伴 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

シニアワークプログラム地域事業に係る企画競争の参加について

当社は、シニアワークプログラム地域事業に係る企画競争に参加したいので、企画競争募集要領に記載のあった必要書類を添付して、その旨表示します。

なお、当社は参加するに当たり、以下の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 以下に掲げる法令等違反がないこと。

なお、公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 過去5年間に於いて職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の

適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導をうけたものうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

ロ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時等において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

誓約書

(私 / 当社) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成 年 月 日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

(別紙3)

シニアワークプログラム地域事業に係る企画書等評価項目

企画の評価は、厚生労働省茨城労働局が設置する企画書評価委員会において、受託希望者が作成した企画書等をもとに、以下の項目について総合的に審査して行う。

I. 事業目的の理解度	
(1)	本事業の趣旨・目的に関する理解や企画全体の基本的考え方は適切か。
(2)	本事業を実施するうえでの特徴や独自性(アピールポイント)があるか。
(3)	本事業を実施するうえでの、地域の産業構造、労働市場状況、企業・高齢求職者のニーズ等について十分に調査・分析し理解しているか。
II. 事業内容	
1. 事業主団体等に対する周知・啓発について	
(4)	事業主団体・個別企業への周知・啓発の方法・内容は十分なものであるか。
2. 企業・高齢者雇用ニーズの把握及び求人・求職者に対する本事業の周知・広報の実施 (配点8点)	
(5)	企業・高齢者のニーズ把握の方法・内容は十分なものであるか。
(6)	地域SP事業に係る広報は効果的な内容であるか。
3. 事業登録者の導入支援について	
(7)	導入支援の実施体制が具体的に記載され、十分に整備される見込みがあるか。
(8)	導入支援の実施場所は、高齢求職者の居住地に近い場所になっているか。
(9)	導入支援の実施方法について、工夫が見られるか。(適性検査、キャリア・コンサルティングの活用等)
4. 技能講習について	
(10)	受託希望者が設定する目標は、本事業の目標をどの程度クリアしたものとなっているか。
(11)	受託希望者が設定した事業目標(雇用・就業率)の達成に向けた、取組の具体性、合理性は十分か。
(12)	受託希望者が設定した事業目標の達成にあたり、1回当たりの定員数は講習内容からみて、合理的かつ妥当な計画となっているか。
(13)	講習内容は、対象高齢者の体力等、身体的負担に考慮し、妥当な計画となっているか。
(14)	技能講習の内容は、地域の産業構造、労働市場状況、事業主団体・高齢求職者のニーズを踏まえて計画されているか。
(15)	各技能講習の計画にあたって、時間や内容、効果が合理的なものかどうか。
(16)	技能講習を行うための講師等の確保がなされる見込みであるか。
(17)	講習設定までに確保する具体的求人分野は明確か。
(18)	講習内容は、より高齢者の雇用の促進になるような工夫が見られるか。
5. 受講者に対する就職支援について	
(19)	管理選考の開催希望スケジュールは各技能講習の修了者向けとして想定される求人に対応した効果的なものとなっているか。
(20)	求人開拓の体制や方法は効果的なものであるか。
(21)	管理選考を実施する公共職業安定所との調整が円滑に実施される見込みがあるか。
(22)	その他、技能講習等修了者と事業者の効果的なマッチングのための工夫がみられるか。
III. 事業運営体制	
(23)	高齢者の雇用・就業機会を促進するために必要十分な経験、資質を有する体制等が確保される見込みであるか。
(24)	職業安定機関、事業主団体、地方公共団体、その他関係機関との連携・協力関係が担保され、地域のニーズに応じたきめ細やかな事業展開ができる見込みがあるか。
(25)	シニアワークプログラム事業推進員、雇用・就業機会確保推進員及び技能講習運営員の役割を理解し、十分な配置体制をとっているか。過度な配置になっていないか。
(26)	技能講習受講者の安全衛生への配慮は十分か。
(27)	技能講習修了者のフォローアップのための体制の整備が見込まれるものであるか。
IV. 費用の合理性	
(28)	具体的かつ合理的な経費見積りとなっているか。
(29)	管理費の割合が適切なものとなっているか。
(30)	地域において民間事業者が行う類似の講習で要する一般的費用に比して妥当な経費となっているか。